

令和6年度デジタルマーケティング活用事業委託業務
公募型プロポーザル審査要領

令和6年度デジタルマーケティング活用事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「令和6年度デジタルマーケティング活用事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は200点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおり。

- (1) 移住プロモーション戦略の設計 **【40点】**
 - ・ターゲットのトレンドやニーズを調査・分析するためのデータが具体的かつ有効性のあるものとなっているか。
 - ・課題抽出のためのプロセス（カスタマージャーニーマップ等や対応策）が具体的かつ有効性のあるものとなっているか。
 - ・「①デジタル広告の配信」、「②WEBページやPRコンテンツの魅力化」、「③イベントの実施」と連動した設計であり、かつ効果的に実行できるPDCAサイクルとなっているか。
- (2) データ・マネジメント・プラットフォームの構築及び活用 **【30点】**
 - ・DMP構築及びダッシュボード作成の手法が具体的かつ実現可能であり、かつダッシュボードのイメージが分かりやすく、有効活用できるものとなっているか。
- (3) デジタル広告の配信 **【70点】**
 - ・広告クリエイティブ案がターゲットに訴求力のあるものとなっているか。
 - ・クリエイティブの制作意図や配信するプラットフォームの選定について、根拠に基づいた適切なものとなっているか。
 - ・広告の運用について、配信設計から配信後の検証までの手順が、効率的かつ効果的なものとなっているか。
- (4) 伴走支援 **【15点】**
 - ・支援内容が有効であり、また本業務を効率的かつ効果的に実施できるものとなっているか。
- (5) 独自提案（KPI） **【15点】**
 - ・提案されたKPIが本業務の効果を検証できるものであり、その成果が期待できる内容となっているか。また、効果検証のスキームは具体的かつ有効性のあるものとなっているか。
- (6) 業務実施体制 **【20点】**
 - ・業務運営を円滑かつ効果的に実施できる体制となっているか。
- (7) 経費見積 **【10点】**
 - ・見積額は予算の範囲内であり、ランニングコストを含め、仕様に掲げた業務経

費がすべて計上されているか。また、積算内訳及び根拠が明確に示されているか。

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

(1) 日時、場所(予定)

令和6年3月25日(月)(詳細な時間、場所は別途お知らせします。)

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1参加者あたり20分以内とし、プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設ける。

イ 参加者の審査会場への入室は、1参加者当たり3名までとする。

ウ 順番は、企画提案書が提出された順とし、別途お知らせする。

エ プレゼンテーションで使用できる資料は、あらかじめ提出した企画提案書のみとする。

4 審査の方法

(1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。

(2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、2に基づいて審査を行う。

(3) すべての参加者の審査終了後、各審査委員の審査結果を集計し、その評価合計点が最も高い者から順に候補者と次点者を選定する。

(4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。